

商品名	
○おまとめローン ビッグサポート	
保証会社	○山陰信販株式会社
ご利用いただける方	○個人で次の要件を満たす方 申込時年齢が満 20 歳以上で、完済時の年齢が満 70 歳未満の方。 安定継続した収入のある方。ただしご融資金額が 301 万円以上の場合は年収 300 万円以上、勤続年数 3 年以上または同一事業を 3 年以上継続している方。 当金庫の会員または会員となる資格を有する方。 山陰信販株式会社の保証を受けられる方。
お使いみち	○とりまとめ資金、お使いみち自由（事業性資金は除きます）
ご融資金額	○10 万円以上 500 万円以下（1 万円単位）
ご融資利率	○固定金利 利率 年 14.00%～年 14.50% ※パートナー協定優遇金利 年 0.3%の適用可 パートナー協定店長優遇金利 年 0.2%以内の適用可
保証料等	○保証会社へ支払う保証料はご融資利率に含まれています。
遅延損害金	○年 14.60%
ご利用期間	○15 年以内（6 ヶ月単位） ご融資金額 200 万円以下の場合は 10 年以内
ご返済方法	○毎月元利均等返済とし、ボーナス返済の併用もできます。 ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資額の 30%までとします。
保証人・担保	○融資金額 300 万円以下の場合 原則不要とする。ただし、山陰信販株式会社が必要と認めた場合には、連帯保証人が必要となります。 ○融資金額 301 万円以上の場合 連帯保証人が 1 名必要です。
その他	○審査によりご希望金額を変更させていただく場合がございます。お申し込みの際には事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○詳しくは、当金庫の窓口・得意先担当者へお問い合わせ下さい。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情等は当金庫営業日にお取引店またはお客様相談室（9 時～17 時）：電話（0855-22-1851）へお申し出ください。 * お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記相談室にご相談ください。

商品名 ○おまとめローン ビッグサポート

	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日 時 間	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

東京三弁護士会			
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ(<http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/>)をご覧ください。

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、広島弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を

商品名	○おまとめローン ビッグサポート
	<p>通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。</p> <p>(2) 移管調停</p> <p>当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。</p> <p>例えば、広島弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。</p>

日本海信用金庫